南あわじ市いじめ対応組織全体構造図

『いじめ防止対策推進法』(平成25年法律第71号) *以下、「法」と表記 いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進

「兵庫県いじめ 【南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会】 防止基本方針。 (法第12条) (法第14条第1項) *教育委員会所管 いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携推進 (年間3回開催) 家庭·地域 円滑な連携 学校 (児童生徒) 南あわじ市教育委員会 報告 「学校いじめ 防止基本方針。 「南あわじ市いじめ防止基本方針」 (法第13条) 重大事案 (法第12条) いじめ対応チーム 対応 調杳 報告 【南あわじ市いじめ問題対応委員会】 いじめ

市長 報告 報告 市議会 (必要な場合) 再調查 調査 報告 【南あわじ市いじめ問題調査委員会】

> (法第30条第2項) *市長部局所管 調査の結果についての調査審議

(再調査が必要な場合に開催)

いじめ防止等のための対策及び重大事態に係る調査 (年度初めに1回開催、重大事案発生時に開催)



:「南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例」で設置 こいじめ重大事案への対応の流れ(重大事案:命に関わる、30日以上の欠席等)